

茨城県造園技能士会会則

- 第 1 条 本会は、茨城県造園技能士会と称し事務所を茨城県造園会館内に置く。
- 第 2 条 本会は、造園技能士の技術向上と会員相互の親睦を図り、併せて後継者の育成と造園業の発展に寄与することを目的とする。
- 第 3 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
- ① 技能の向上をはかり、生活の安定に寄与するための講習会・研修会の実施
 - ② 後継技能者の育成指導
 - ③ 先進地における調査・研修
 - ④ 技術の進歩改善に関する調査研究
 - ⑤ その他 本会の目的達成に必要な事業
- 第 4 条 本会の会員は茨城県内に居住し 1 級または 2 級造園技能士の資格を有する者及び技能検定委員の経験のあるものをもって組織する。
- 第 5 条 本会には次の役員を置く。
- 理事 25名以内（会長 1 名、副会長 5 名を含む）
- 監事 2 名
- 第 6 条 理事及び監事は総会において会員の中から選任する。
- 2 理事は第 8 条の支部ごとに均等に選任するよう配意するものとする。
 - 3 会長・副会長は理事の互選によって選任する。
- 第 7 条 会長は本会を代表しその業務を統括する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長が事故あるときはその職務を代行する。
 - 3 理事は会務の執行を決定する。
 - 4 監事は会務を監査する。
- 第 8 条 本会は県央・県北・鹿行・県南・県西の 5 地区に支部を設け、支部長および副支部長を置く。
- 2 支部長は、支部を代表し支部の業務を行う。
- 第 9 条 本会に顧問・相談役を置くことができる。
- 2 顧問および相談役は役員会の議決を経て会長が委嘱する。
- 第 10 条 役員の仕事は 2 年とする。但し、再任を妨げない。

- 第 11 条 本会の会議は、通常総会・臨時総会および役員会とする。
- 2 会議は会長が召集する。
- 3 総会は会員の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。
- 4 総会の議決は出席会員の過半数の同意により議決する。
- 第 12 条 総会及び役員会の議長は会長がこれにあたる。
- 第 3 条 総会は次の事項を議決する。
- ① 事業計画の決定
- ② 事業報告の承認
- ③ 収入・支出予算、決算の承認
- ④ 会則の改正
- ⑤ 役員を選任
- ⑥ その他 本会に運営に関する重要な事項
- 第 14 条 通常総会は年一回、会計年度終了後速やかに開催するものとする。
- 第 15 条 本会の会員は、入会金並びに会費を納入しなければならない。
- 2 入会金は1,000円とする。
- 3 会費は年額10,000円とする。
- 第 16 条 本会の会員となるには、別に定める入会申込書を提出し、役員会の承認を得なければならない。
- 第 17 条 本会を退会しようとするときは、別に定める退会届を提出し、役員会の承認を得なければならない。
- 2 会員は会費を3年以上滞納した場合は、その資格を喪失する。
- 第 18 条 本会の会計年度は、毎年4月1日始まり翌年3月31日に終わる。
- 第 19 条 会員が死亡した場合、花輪一基と香典を献納する。
- 第 20 条 その他本会の運営に関し必要な事項は、役員会において定める。

- 附 則 この会則は、昭和51年5月1日から施行する。
- 附 則 この会則は、昭和60年6月19日から施行する。
- 附 則 この会則は、平成6年6月15日から施行する。
- 附 則 この会則は、平成7年6月15日から施行する。
- 附 則 この会則は、平成12年6月16日から施行する。
- 附 則 この会則は、平成14年6月14日から施行する。
- 附 則 この会則は、平成22年5月18日から施行する。